

鹿沼市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月

鹿沼市通学路交通安全対策連絡会議

1. プログラムの目的

平成23年に市内で登校中の児童6名が亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受けて、各小中学校の通学路において緊急点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議を行いました。その後も、毎年、合同で危険箇所点検を行い、関係機関で必要な対策を行ってまいりました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、「鹿沼市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全対策連絡会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「鹿沼市通学路交通安全対策連絡会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で検討し策定しました。

- ・鹿沼市教育委員会事務局
- ・鹿沼市市民部
- ・鹿沼市都市建設部
- ・鹿沼土木事務所
- ・鹿沼警察署

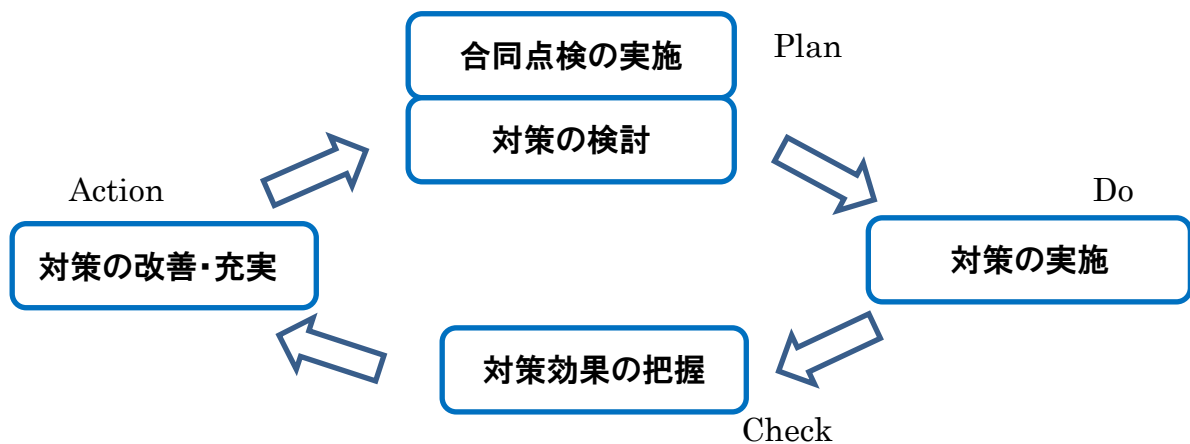
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小中学校において通学路を点検した後、特に改善を要する箇所の調査を行い、1年に1回合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、鹿沼市通学路交通安全対策連絡会議において、内容を精査し、「特に改善を要する危険箇所」を選定して合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小中学校から要望のあった箇所ごとに、教育委員会、道路管理者、警察、市関係部局等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から、箇所ごとに歩道整備や注意喚起看板設置等ハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。
- ・改正道路交通法に基づき、道路管理者と交通管理者である警察が連携し、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安心して通行できるよう、バランスが取れた道路空間を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小中学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小中学校ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。
- ・校長会等で対策内容を説明します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表